

【大会特別規則】

2016.5.6

1. スタート方式
各クラス安全のためMOTOによるローリングスタートとする。ローリング中の事故による正式スタートの延期は原則として行わない。
2. 周回遅れ
原則として周回遅れは適宜失格としてコースから除外する。周回遅れになるとみなした選手に対しコントロールライン付近の関門で赤旗掲示・音声により通告を行うが、その他の場所においても監察、移動審判員の指示に従うこと。
3. ニュートラリゼーション
 - (1) 2周回のニュートラリゼーションを認める。ただし、地上もしくは移動審判員により認定を受けない場合はニュートラリゼーションを認めない。復帰する際は審判員の指示に従い、事故時位置していた集団の後方に復帰する。
 - (2) 適用条件は「落車」「パンク」「自転車の重要部品の破損」のみに限られる。その他の理由（変速不良、体調の悪化等）でのニュートラリゼーションは認めない。
 - (3) 残り5周回以降はニュートラリゼーションによる復帰を認めない。
4. 機材補給
 - (1) 本大会ではニュートラルサービス（共通機材の提供）は実施しない。
 - (2) チームサポートによる機材補給は、最終コーナー付近の機材ピットでのみ認められる。
5. 飲食料の補給
競技中の飲食料補給は全クラスで実施しない。

チーフコミッサー
炭竈 純一
以上